○厚生労働省告示第百十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。以下「算定告示」という。）の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号。以下「基準告示」という。）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成三十年厚生労働省告示第百二号。以下「改正告示」という。）による改正前の算定告示別表の3の特定事業所加算を算定していた指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）が、改正告示による改正後の算定告示別表の4のハの特定事業所加算(Ⅲ)を算定する場合は、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間におけるこの告示による改正後の基準告示第二号ハ(1)中「、(6)及び(7)」とあるのは、「及び(6)」とする。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。以下「算定告示」という。）別表の3の注の厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 イ　新規にサービス等利用計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。ロにおいて同じ。）を作成する計画相談支援対象障害者等（法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。）に対して指定サービス利用支援（同項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合 ロ　サービス等利用計画を作成する月の前六月間において、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用していない計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）別表計画相談支援給付費単位数表3の厚生労働大臣が定める基準 （新設）

改正後	改正前
二　算定告示別表の4の注の厚生労働大臣が定める基準 特定事業所加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)　専ら指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）の提供に当たる常勤の相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が別に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であること。 (2)　（略） (3)　（略） (4)　指定特定相談支援事業所（指定基準第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。 (5)　（略）	二　算定告示別表の4の注の厚生労働大臣が定める基準 特定事業所加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)　専ら指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）の提供に当たる常勤の相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が別に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であること。 （新設）

改正後	改正前
（新設）	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　専ら指定計画相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）の提供に当たる常勤の相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。ニにおいて同じ。）を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十七号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。ニにおいて同じ。）を修了していること。 ロ　利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 ハ　二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ニ　指定特定相談支援事業所（指定基準第三条に規定する指定特定相談支援事業所をいう。）の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、イに規定する相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。 ホ　基幹相談支援センター（法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。ヘにおいて同じ。）等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。